

令和7年 第4回定例会 口頭報告

(令和7年12月1日)

令和7年度 定期監査第二期の結果について、ご報告いたします。

今回は、教育委員会事務局、区立小・中学校、保育園等を対象に、主に令和6年度の事務事業について監査を実施いたしました。

その結果、指摘事項が4点ございました。

指摘事項の1点目は、「学校産業医等の委託契約に係る経費の支出について」でございます。

学校支援課では、労働安全衛生法等の規定に基づき、対象となる小中学校の産業医を選任し、教職員の健康管理等に係る必要な措置を行うための委託契約を締結しております。委託料の支出に関しては、毎月、産業医が作成し、校長の確認を受け提出される「活動報告書」について検査を行い、その終了後に産業医からの支払請求書を受理し、30日以内に指定する金融機関に支払うと規定しております。

学校支援課の契約事務を監査したところ、産業医への委託料の支払いに係る請求書について、請求者欄が記載・

押印済で、金額が記載済のものと未記載のものが多数保管されておりました。

支払い手続きを速やかに進めるために、所管課はこのような運用をしていたとのことです。本来、委託料の支払いに係る請求手続きは、契約書に基づき、請求者が都度行うべきものであり、誤りがあれば、請求者から改めて請求書を徴すべきものであります。このような行為が経常的に行われていたことは、業務の適正確保という観点から問題であります。

今後このような事務の執行が繰り返されることがないよう、職員の意識改革を含め、必要な改善措置を講じるよう指摘をいたしました。

指摘事項の2点目は、「契約事務の適正な執行について」でございます。

学校施設管理課が所管する小・中学校受水槽・高架水槽清掃委託の仕様書では、業務に従事する者の健康管理、身体の衛生について、

- ① 作業実施直前の直近6カ月以内に健康診断を行い、その結果が良好であること、
- ② 当日は風邪、下痢及び皮膚病等の感染疾病の病状がないこと、

③ 作業前には汚物等に触れる作業に従事しないこと、などの留意事項が規定されております。

また、受託者は作業実施前に委託者に対して、

- ① 責任者を含む作業従事者の細菌検査成績通知書の写し
- ② 作業責任者届
- ③ 作業日程表、を提出することとしております。

学校施設管理課の契約事務を監査したところ、細菌検査成績通知書の写し、作業責任者届、作業日程表の書類について、作業終了後も含めて受託者から提出されていなかった事例がありました。

作業従事者が罹患していた場合、児童・生徒に感染する恐れがあり、細菌検査結果の事前確認は児童・生徒の生命を守るうえで大変重要であり、教育委員会として安全管理に問題があったと言わざるを得ません。

今後このようなことが繰り返されないよう必要な改善措置を講じるよう指摘をいたしました。

指摘事項の3点目は、「服務監査に係る関係書類及び旅費の追加支給・返納等の処理について」でございます。

定期監査の実施にあたっては、事前に対象所属へ通知し、監査資料及び旅費・手当等関係書類の提出を依頼しております。提出期限までには、相応の期間を設けており、

当然にその期間内において、資料等の作成、見直しを行っておくべきものであります。

学力定着推進課の令和7年度の服務監査において、「処理中」と書かれた付箋が付いたまま訂正処理が未完了の資料等が提出されておりました。同課の服務監査では、令和4年度及び令和6年度も同様の状態で資料等が提出され、令和4年度は口頭注意、令和6年度は注意事項とした経緯もあり、今年度も監査対象としましたが、今年度においても改善が見られなかったことから、職員の意識改革を促す意味も含め、「指摘」といたしました。

指摘事項の4点目は、「令和5年度における開かれた学校づくり協議会に対する補助金交付事務について」でございます。

本件については、令和6年11月25日付け令和6年度定期監査（第二期）監査結果報告書において、青少年課所管の足立区開かれた学校づくり協議会補助金交付要綱に基づく協議会活動費用の補助金交付事務について、不適切な事務処理が確認された旨指摘を行ったものであります。具体的には、交付要綱では補助金は「補助金総額のうち2万円を超える会議用茶菓購入経費」に支出することができないと規定していますが、所管課は協議会から提

出された実績報告書等の審査を適切に行っておらず、結果的に2万円を超える会議用茶菓購入経費を補助していたというものであります。

これに対し、令和7年2月6日付け、監査委員に対して指摘事項に対する措置事項が提出されましたが、そこには会議用茶菓購入経費は2つの項目からなり、「合算すると2万円を超えていたが、一つは会議用ではない飲料代を会議用と記載を誤ったことにより交付要綱に抵触したこと、記載を誤りそのチェックが漏れたことに対する再発防止策が記載されておりました。併せて、令和7年度からは交付要綱を改正し、会議用に限らず、各事業を行う際にも茶菓購入経費を認めていることから、新たに「食糧費」を設け、「会議用茶菓」2万円の上限を食糧費4万円の上限に増額する改正を行う旨記載されておりました。以上のように、令和6年度第二期の定期監査報告書における指摘事項の前提事実と措置事項にかかる事実が異なることなどから、令和7年度第二期定期監査において、事実確認等を含む再監査を実施いたしました。

まず、二つのうち一つは会議用茶菓ではないため上限は超えておらず記載が誤っただけとの主張について、今回の監査においてもそれを裏付ける証拠の提出がなかったことから、今回の指摘において、改めて会議用茶菓が2万

円の上限を超えていたと事実を再認定いたしました。

次に、昨年度の監査時には、青少年課の主張に沿う形で、手書きで訂正され会長印が押印された協議会報告書が提出されましたが、本年の監査において、この訂正について協議会の正式な手続きは行っていなかったと回答を得ており、したがってこの訂正された協議会報告書は協議会の真正な文書とは認められず、併せて、この協議会文書は補助金を支出するための公文書の一部をなすものであり、公文書管理の面からも問題があります。

なお、他の学校にかかる本年の事務監査においても、学校名や年度など、本来誤ることのない基本的事項の誤記が多数ある実績報告書が捨印をもって訂正処理された文書がありました。当該文書が協議会に諮って確定した文書なのか疑義があるとともに、捨印により事後に他者が修正する事務慣行にも、協議会の適正手続き、協議会及び公文書の真正の観点から問題があり、昨年度監査時の手書き訂正もこういった慣行を背景として行われたものと思われ、速やかに是正すべき事務慣行と思われます。

また、令和5年度の要綱は「会議用茶菓」だけが上限計算の対象となっていてその他の飲食費は限度計算がなく何でも含まれてしまうようにも読めるという点で、規定に不備がありました。

措置事項において、補助金対象を「会議用茶菓」上限 2 万円から「食糧費」上限 4 万円に改正したことについて、「食糧費」に変更したこと自体は、飲食費の上限計算の不備を是正する観点からは妥当と思われますが、上限額を 4 万円に引き上げたことについて、令和 5 年度の会議用茶菓の全 100 校の平均額約 11,000 円、その他飲食経費も含めた同平均額約 16,000 円の実績を大きく超え、飲食費に対して過度に公金を補助すべきではないとの監査報告書の趣旨に反する措置内容と言えることから、改めて必要な改善措置を講じるよう指摘をいたしました。

執行機関におかれましては、監査結果に十分留意され、適切な事務の執行を期されますようお願い申し上げます。

次に、「監査委員意見について」ですが、「開かれた学校づくり協議会の運営等の改善について」の 1 件でございます。

開かれた学校づくり協議会は、学校、家庭、地域が一体となり、それぞれの責任と役割を果たしながら学校を支え、支援することを目的としており、地域の教育力を生かした教育の充実を図ること、学校運営についての意見・

要望、助言、評価を行うこと、授業診断への助言などを行うことを活動内容として、地域が主体となって学校に対してアクションを行うものも含まれております。

現状、各校の要綱によって協議会の事務局が学校内に置かれ、多くの協議会では、通帳口座名義や管理者が校長または副校長となっており、中には教員のみが事務担当となっている例も見られます。

協議会の活動内容には、地域が主体で学校に対してアクションを行うものも含まれることからすれば、その事務も地域主体となるか、少なくとも地域の者の関与があることが望ましく、特に活動を財務的に支える会計事務に地域の目が入らない点には改善の余地があるのでないかと考えます。

また、協議会の委員ですが、ある学校の協議会要綱では、「校長が推薦し、教育委員会が委嘱した委員」をもって組織を構成することとされており、校長が推薦から外してしまえば、委嘱されない仕組みとも読めるものとなっております。これは、地域が主体となって学校に対してアクションを行うものも含まれる協議会の活動の性質に照らして疑問を感じるところです。

特に、開かれた学校づくり協議会が学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールを兼ねる場合、地方教育行

政の組織及び運営に関する法律では、委員の任命権は教育委員会にあり、校長は意見を述べることができるに過ぎず、校長が推薦した者から教育委員会が委嘱する足立区の仕組みは、学校運営協議会が学校に対して一定の強い権限、すなわち、学校運営の基本的な方針に対する承認権を有し、また教職員の任用に関して意見を述べるなど、の権限を持つことに鑑みても、改善の余地があるのでないかと思われます。

国全体としてはコミュニティ・スクールの拡大・充実の方向性ですが、足立区では、開かれた学校づくり協議会の傘下に運営委員会を設置した「開かれ型コミュニティ・スクール」13校を除いて、コミュニティ・スクールの設置が進んでおりません。足立区は、平成16年9月の法改正直後である、同年11月に国内初のコミュニティ・スクールを設置した実績があるにもかかわらず、現状、その取り組みが進んでいないのは大変残念なことと思われます。全校に開かれた学校づくり協議会があるという区の利点を生かし、コミュニティ・スクールの拡大・充実を期待するものあります。

以上をもちまして、定期監査第二期の報告とさせていただきます。